

11.56

印鑑登録証明書をもって手続者の同一性を証明した後の印鑑の取扱い

1. 標記の場合において爾後の手続は新印鑑の届出があったものとして取り扱う。
2. 標記の手続の後、再び旧印鑑を使用する場合、又は第3の印鑑に変更する場合は、新たな印鑑変更届を提出しなければならない。

(説明)

印鑑が相違するとの理由の補正指令に対する応答として標記の手続をした場合は、唯一の公的証明書によって本人の意思に基づく手続であることが確認でき、かつその一連の手続の過程において、爾後もその印を新印鑑として使用するものと認めることが妥当であるから、本文のとおり取り扱うこととする。

印鑑登録証明書の援用は、[特許法施行規則第10条](#)の規定を類推して認める。

(改訂平成23・11)